

2020年度 文教大学緊急特別奨学金要項

文教大学独自の奨学制度で返還の必要がない給付型奨学金で、家計が急変し、修学の意思があるにも関わらず、学業を継続することが困難な学生に対し、在学中に一度のみ奨学金を支給します。

1. 対象者

全学年（ただし、1年生の出願は秋学期のみ）

2. 支給額

授業料の半額（半期分）を上限とする。

ただし、文教大学奨学金の受給者の場合は、授業料の半額から既に給付済の奨学金の金額を減じた額を上限とする。

3. 出願方法

下記の期間に出願書類を各校舎の提出先に郵送（レターパック）でしてください。

(1) 出願期間

【春学期】2020年7月1日～2020年8月21日（最終日必着）

【秋学期】2020年12月1日～2021年1月14日（最終日必着）

※出願期間にかかわらず、相談は随時受け付けます。早めに相談してください。

(2) 提出先

所属校舎により提出先が異なりますので注意してください。

【越谷校舎学生】

〒343-8511 埼玉県越谷市南荻島 3337 文教大学学生課 緊急特別奨学金係

【湘南校舎学生】

〒253-8811 神奈川県茅ヶ崎市行谷 1100 文教大学教育支援課 緊急特別奨学金係

4. 出願資格

下記の要件を全て満たす者

- (1) 修学の意思があるが、家計急変により最終延納期限までに学納金が納入できない者
- (2) 日本学生支援機構の奨学金を貸与中の者または同機構の緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）奨学金のいずれかを出願中の者
- (3) 当該学期に文教大学奨学金を受給している場合は、給付額が授業料の半額未満を受給している者
- (4) 別に定める家計基準を満たしている者
- (5) 標準修得単位数を満たしている者（下表参照）
- (6) 大学等の修学支援に関する法律に定める学資支給及び授業料減免（以下、「高等教育の修学支援制度」）の支援対象者ではない者

【教育学部（2020年度以降入学生）・人間科学部・文・情報学部・国際学部・経営学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	16単位	32単位	48単位	64単位	80単位	96単位	112単位

【教育学部（2019年度以前入学生）・健康栄養学部】

セメスター	1	2	3	4	5	6	7
修得単位数	17単位	34単位	51単位	68単位	85単位	102単位	119単位

※各セメスター終了時に修得が必要な単位数です。

5. 家計急変の事由

2020年1月1日以降に下記の事由により、収入が減少または支出が増加した者。

- ・家計支持者が死亡【基準日：死亡日】
- ・家計支持者が病気又はケガ【基準日：診断日】
- ・家計支持者が失職・退職（非自発的失業に限る 注1参照）【基準日：退職日】
- ・家計支持者の経営する会社（あるいは勤務先）が倒産【基準日：倒産日】
- ・家計支持者の経営する会社が経営不振【基準日：収入が減った月】
- ・家計支持者が離別【基準日：離別日】
- ・家計支持者の自宅住居が全壊（焼）・半壊（焼）【基準：罹災日】
- ・家計支持者が破産【基準日：破産の手続開始日】

（注1）「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コードに該当する場合をいいます。

離職理由コード	
IA (11)	解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
IB (12)	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A (21)	雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1年未満）を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B (22)	倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C (23)	期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）
3A (31)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B (32)	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C (33)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヵ月以上）
3D (34)	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヵ月未満）

6. 家計基準

（1）収入が減少した場合

家計支持者（原則として父母、またはこれに代わる者）の収入の合計が、家計急変前から2割以上減少した結果、下記の金額に相当するとみなせる者

①給与所得者

給与収入が461万円以下である者

②給与所得者以外

所得が305万円以下である者

③給与収入と給与所得以外の両方の収入がある者

給与収入と給与外所得の合計が461万円以下であり、かつ給与外所得が305万円以下である者

（2）支出が増加した場合【家計支持者の病気、ケガ、罹災に限る】

・家計急変による支出増加分が、家計急変前の収入の2割以上にあたること。

・家計支持者（原則として父母、またはこれに代わる者）の収入の合計から、家計急変事由発生後の支出増加分を差し引いた金額が下記の金額にある者。

①給与所得者

家計急変前の給与収入から支出増加分を差し引いた額が461万円以下である者

②給与所得者以外

家計急変前の所得から支出増加分を差し引いた所得が305万円以下である者

③給与収入と給与所得以外の両方の収入がある者

家計急変前の給与収入から支出増加分を差し引いた額が461万円以下かつ家計急変前の給与外所得から支出増加分を差し引いた所得が305万円以下である者

7. 支給方法

出願時に指定された口座に全額一括で振込されます

8. 出願書類

下記の①～⑦をすべて揃えて提出してください。

NO	提出書類	備考
①	文教大学緊急特別奨学金 願書 <input type="checkbox"/> 原本	・押印はシャチハタ不可。該当の人物はそれぞれ別の印鑑を使用。 ・保証人の署名・捺印以外の項目は、すべて出願する学生本人が記入すること。
②	所得証明書（父母両方） <input type="checkbox"/> コピー可	市区町村役所で発行（発行可能な最新のもの）
③	出願時点の年収（見込み）を証明するもの（父母両方） <input type="checkbox"/> コピー可	・出願する年の1月以降の収入の実績を示す書類 【例】給与明細、預貯金通帳の写し ・家計急変後の収入状況（見込み）を示す書類 【例】遺族年金の受給額がわかるもの、雇用保険受給金額がわかるもの、休職手当額がわかるもの、疾病手当額がわかるもの、現勤務先の直近の給与明細、勤務先発行の年収見込がわかるものなど
④	家計急変を証明する書類（下記ア～クのうち、該当するもの）。 <input type="checkbox"/> コピー可	
	ア) 主たる家計支持者が死亡	死亡診断書、埋葬許可証など
	イ) 主たる家計支持者が失職・退職（自己都合は除く）	解雇通知、退職証明書、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など、離職年月日と自己都合でない失業の事実（「倒産」「解雇」等）が判断できるもの
	ウ) 主たる家計支持者の経営する会社が倒産	廃業証明書（廃業届の写し）、取締役会議議事録など
	エ) 主たる家計支持者の経営する会社が経営不振	出納帳簿のコピーなど
	オ) 主たる家計支持者が病気、ケガ	医師の診断書や治療計画書（今後も継続して費用がかかるか）、入院・通院治療代・薬代等の領収書（患者氏名、年月日が分かるもの）
	カ) 主たる家計支持者が離別	戸籍謄本、離婚受理証明書、離婚届記載事項証明書、失踪届、健康保険証（学生名）※健康保険証1点のみは不可
	キ) 主たる家計支持者の自宅住居が全壊（焼）・半壊（焼）	罹災証明書
	ク) 主たる家計支持者が破産	破産手続開始決定の通知書など
⑤	奨学金振込口座届 <input type="checkbox"/> 原本	
⑥	誓約書 <input type="checkbox"/> 原本	・授業料が支払えるようになった場合、必ず納入することを誓約するもの。 ・学生本人および保証人がそれぞれ自署・押印

※上記の書類に加え、事実関係を明らかにするための書類の提出を求める場合があります。

9. 選考方法・スケジュール

春学期

7月1日～8月21日	出願期間
8月下旬～9月上旬	クラス担任、ゼミ等の担当者および事務局による面接
9月	学生委員会で審議・選考
9月下旬	採用者発表
10月末	奨学金支給
10月末	採用学生が大学へ学納金納入

秋学期

12月1日～年1月14日	出願期間
1月下旬頃	クラス担任、ゼミ等の担当者および事務局による面接
2月上旬	学生委員会で審議・選考
2月中旬～下旬	採用者発表
2月末	奨学金支給
2月末	ただちに採用学生が大学へ学納金納入

10. 特記事項

- ・ 出願後（奨学金受給決定前）に家計が改善し、授業料が支払えるようになった場合は、必ず支払わなければなりません。
- ・ 文教大学以外の他団体からの奨学金受給者も出願可能です。ただし、「高等教育の修学支援制度」の支援の対象となっている者は除きます。
- ・ 出願者全員が採用されるわけではありません。